

北海道大学大学院歯学研究院
倫理審査委員会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

種別	所属	職名	氏名	性別
委員長 (第1号)	大学院歯学研究院	副研究院長 教授	八若保孝	男
委員 (第2号)	大学院歯学研究院	特任教授 (基礎系)	田村正人	男
委員 (第2号)	大学院歯学研究院	教授 (基礎系)	船橋誠	男
委員 (第2号)	大学院歯学研究院	教授 (臨床系)	山口泰彦	男
委員 (第2号)	大学院歯学研究院	教授 (臨床系)	佐野英彦	男
委員 (第2号)	大学院歯学研究院	教授 (臨床系)	北川善政	男
委員 (第2号)	大学院歯学研究院	教授 (臨床系)	菅谷勉	男
委員 (第3号)	大学院法学研究科	教授	上田信太郎	男
委員 (第4号)	(一般)	-	伊藤ますみ	女

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

【参考：委員会内規】※令和4年7月19日改正（令和3年6月30日適用）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副研究院長

(2) 教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）6名（臨床系教室の教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）から3名以上）

(3) 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者 1名

(4) 一般の立場を代表する外部の者 1名

2 委員会は、男女両性の委員により構成する。

3 第1項第2号から第4号までの委員は、研究院長が委嘱する。

附 則

1 この内規は、令和3年7月19日から施行し、令和3年6月30日から適用する。

2 この内規の施行の際現に行われている改正前の内規により審議された研究等の取扱いについては、この内規にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の研究等に係る研究計画の変更については、この内規にかかわらず、委員会で審議する。

4 この内規の施行の際現に改正前の第3条第1項第2号から第4号の規定による委員である者（以下この項において「旧委員」という。）は、この内規の施行の日に、改正後の第3条第1項第2号から第4号の規定による委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員としての任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。